



Altium LLC 使用許諾書

ALTIUM LLC

2020年4月

重要 – 注意してお読み下さい

このAltium LLC使用許諾書(以下、EULA)は、お客様(一個人または一法人組織を含む)とAltium LLC(以下、弊社)との間に締結される法的な契約書であり、弊社が開発、提供するあらゆるライセンス素材での、特定コンピューター・テクノロジーの使用に適用されます。ライセンス素材の使用、登録には、“I ACCEPT” や “I AGREE” ボタンを押す前に、予めEULAを注意深くお読み下さい。弊社の個人情報保護方針(<https://www.altium.com/privacy-policy>)及び利用規約(<https://www.altium.com/terms>)もお読み下さい。これらのボタンを押す、及び/又はライセンス素材を使用、登録することはEULA、関連する個人情報保護方針及び利用規約に同意するものとします。現行のEULAは<https://www.altium.com>、または関連の弊社ウェブサイトで確認できます。弊社は、被許諾者に対してAltium 365、またはA365として知られている、電子デザインとリアルタイムのコラボレーションのためのクラウドベースのプラットフォームを提供し、被許諾者は購入した製品を通じてそれにアクセスできることもご承知ください。このように、EULAに同意することにより、お客様は、Altium 365の利用規約にも同意するものとし、それは弊社の利用規約の一部であり、<https://www.altium.com/terms>で参照できます。ご所在の地域並びに/又はご使用になる製品及びサービスによっては、本EULAの条項が適用されないものもあります。本EULAの最後部は地域に合わせた条項です。EULAに同意されない場合、お客様はライセンス素材を使用、登録することはできないものとします。また、お客様が既にライセンス素材のライセンスを入手、または購入されても、本EULA及び条項に同意せず、未使用であれば、購入先にて速やかに返品することで全額返金(支払い済みの場合)されます。このような返金は、お客様の購入日から90日以内である場合に限り受けることができます。弊社は独自の裁量及び継続中のサービスをお客様に提供することに鑑み、本EULAを改訂することがあります。改定はウェブサイトにて改定後のEULAが掲載された時点で有効とされます。

EULAに基づいて提供されるライセンス素材全ての知的財産権は、弊社とそのサプライヤーによって所有されます。これらライセンス素材は販売されるものではなく、許諾されるものであり、EULAの条項に厳密に従うことを条件として、弊社のソフトウェアのダウンロード、インストール、使用、またはその他の知的財産を利用することができます。第三者機関連ソフトウェアとの連携は、その第三者機関連製品、及びサービスの使用条件に従うものとします。

弊社ソフトウェアには無許可での複製を予防するために、作成された製品機能、及びその他の技術を含むことがあります。お客様が本機能を無効にすること、もしくは回避することは固く禁じられています。本機能に従わない場合、ソフトウェアへのアクセスができなくなることがあります。無許可の複製についての制限を回避する目的で、そのような行為を行いますと、その時点、あるいは後日、その行為が確認された時点でEULAは終了されます。その後も尚、ソフトウェアやライセンス素材を継続して使用した場合、お客様は著作権侵害及び他のクレームの責任を負わなければなりません。

第1条定義

EULAにおいて、文脈により別意に解すべき場合を除き、次の用語は以下を意味します。

- 1.1. 弊社とは、Altium LLCを意味します。
- 1.2. バンドルとは、2つ以上のアルティウム製品が1つのパッケージとして提供されることを意味します。製品がバンドル状態で提供される場合、使用、及び移行において、1つの製品と見なされます。使用許諾されていない端末、またはローカルエリアネットワーク(以下、LAN)には、いかなる場合においてもバンドル製品もしくはその一部をインストールしてはいけません。
- 1.3. 発効日とは、関連するライセンス素材に関わるEULA期間の開始日であり、お客様がライセンス素材を取得された日を意味します。
- 1.4. お客様とは、ライセンス素材のライセンスを受ける個人または法人を意味します。
- 1.5. 製品とは、関連媒体、印刷書物、及び電子書類を含む、EULAに付随する、または基づいて提供されるソフトウェア、ハードウェア、ファームウェア、CADデザイン、コンポーネント及びその他の形式のライブラリ、テクノロジーを意味します。また、製品には、EULAに沿ってソフトウェアのアップデート、アップグレード、環境設定の向上、追加ライブラリが、サブスクリプション契約として含まれます。
- 1.6. 開発版とは、アルティウム製品への追加製品の作成を可能とする開発キットを備えたアルティウム製品です。
- 1.7. 開発キットとは、アルティウム製品の開発版の許諾時に提供される追加技術を意味します。開発キットには、プログラマー関連のソフトウェアインターフェイス資料、ソースコードのサンプル、及びランタイムライブラリが含まれます。
- 1.8. ランタイムライブラリとは、開発キットの一部として提供される、コンパイルされたソフトウェア開発ライブラリファイルです。
- 1.9. ファームウェアとは、ソフトウェア要素が含まれているコンピューターハードウェアです。
- 1.10. 知的財産権とは、特許権、著作権、意匠権(登録または未登録を問わない)、商標権(登録または慣習法を問わない)、マスクワーク権、企業秘密、機密情報とその他全ての知的財産権を含みます。
- 1.11. コアとは、FPGA(Field Programmable Gate Array)、またはASIC(Application Specific Integrated Circuit)で特定の部品機能を実行するために使用するロジックもしくはデータのブロックです。コアではシンセサイズ済みEDIF形式を提供しています。
- 1.12. ライブラリとは、ライセンス素材の一部として提供される、コンパイルされたソフトウェア開発ライブラリファイルであり、またはライセンス素材とは別に提供されるファイルです。
- 1.13. ライセンス素材とは、お客様に提供されコンピューターハードウェア、ファームウェア、ソフトウェア、開発キット、拡張機能(バンドル製品、コア、及びライブラリに限定されない)です。これらライセンス素材には、弊社、あるいは販売代理店によって予め設定されたソフトウェアパッケージ及び追加の拡張機能その他の機能が含まれることがあります。
- 1.14. 使用許諾製品とは、お客様によって設計、製造、販売され、ライブラリ、またはライセンス素材を使用された全ての集積回路を意味します。
- 1.15. Altium 365サービスとは、弊社の利用規約で定める、被許諾者が利用可能な、弊社のクラウドベースのプリント基板共同開発プラットフォームを意味します。
- 1.16. 使用認可とは、下記第2条に基づくお客様によるライセンス素材の使用を意味します。また、弊社のVaultを含む製品のライセンスに関しては、社内で開発部門と製造部門をまたぐ際に、それぞれがVaultライセンスを保有することとし、互いのライセンスを共有してはならないものとします。
- 1.17. セキュリティシステムとは、お客様が許諾された、アルティウム製品とライセンス素材の運用を可能にする手段であり、これ以外での手段を防止することを意味します。
- 1.18. 仕様とは、弊社が公表したライセンス素材に関する仕様を意味します。
- 1.19. オンラインライセンス管理システムとは、お客様が必要に応じたライセンス素材の利用を可能とする弊社の技術です。

- 1.20. Continentalライセンス権とは、1つの大陸内で複数の特定利用者が、それぞれの国でライセンス素材を使用できることです。弊社で定めている大陸には、北アメリカ、南アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、中国以外のアジア太平洋があります。指定された大陸内の別の場所でお客様、または子会社がContinentalライセンス権を使用する場合、注文書や請求書にこれらの場所が示されている必要があります。
- 1.21. Globalライセンス権とは、世界中で複数の特定利用者が、ライセンス素材を使用できることです。別の場所でお客様、または子会社がGlobalライセンス権を使用する場合、注文書や請求書にこれらの場所が示されている必要があります。
- 1.22. Single Siteライセンス権とは、一箇所の所在地で複数の特定利用者が、ライセンス素材を使用できるオンデマンドライセンスです。本ライセンス権の利用目的として、「所在地」は半径800メートル圏内を意味します。
- 1.23. 一時使用とは、お客様に別段に許諾されていない一箇所、所在地、地域でライセンス素材を使用することを意味しますが、この場合ライセンス素材は次の条件で使用されなければなりません: a)一時的な期限制約; b)いかなる場合も、別組織とそのネットワークによるライセンス素材の追加複製を作成、導入させないこと; c)いかなる場合も、別段に許諾される場合を除き、第三者機関によるライセンス素材の継続使用を許可しないこと; d)いかなる場合も、弊社の機密、及び営業秘密情報を漏洩、開示しないこと。一例として、許諾された一時使用とは、ライセンス素材を持ち運び可能なコンピューター端末で、お客様と機密保持を約束された提携組織と共同事業を行う際に、提携組織先に持ち込む目的とする場合になります。その際、お客様はその提携組織にライセンス素材を見せることはできますが、相手の端末とネットワークにライセンス素材を残したり、導入しないものとします。
- 1.24. アカデミックライセンスとは、: i)教育機関に属する教職員またはそのスタッフがソフトウェアの管理、指導、研究を非営利としてお客様ご自身や他の職員に使用し、; ii)お客様または教職員の指導による生徒とその講習に(この場合、a)1年間の更新可能な期間限定ライセンスで、b)有効な.edu(教育機関)のURLを使用し、c)生徒が在籍し、クラスまたは研究内容の要件を満たすためにのみ使用できます。)使用するためにライセンスされるものとします。これらに限らず、その他明白に使用目的が認められないものとして:
a) いかなる者でもその研究開発の一部が純粋な教習目的だったとしても、いかなる営利的な研究開発に使用せず、; b)いかなる者がいかなる目的でも政府機関または非営利団体に使用しないものとします。
- 1.25. タイムベースライセンスとは、前述のライセンスのいずれかを使用期間を限定して購入したものです。アルティウム製品またはその機能の中には、期間限定で提供されるものがあります。全てのタイムベースライセンスでの製品は返金できません。タイムベースライセンスは契約更新することによって、その期間を延長することができます。
- 1.26. 拡張機能とは、弊社がサブスクリプションの一環として、お客様の許諾されたアルティウム製品を拡張するためのライブラリや層構成追加上限などに挙げられるソフトウェア機能を意味します。拡張機能はタイムベースライセンスと同条件であり返金できないものとします。
- 1.27. 有償拡張機能とは、アルティウム製品の拡張機能で提供される任意の追加機能を意味します。支払方法は有償拡張機能によって異なります。
- 1.28. 無償評価版ライセンスとは、本製品の商用ライセンスの購入を評価するために、見込みエンドユーザーに対して提供される、弊社のソフトウェア製品の期間限定ライセンスを意味します。お客様の評価ライセンスのご使用に関して、お客様の所在地、ソフトウェアの使用頻度若しくは使用時間又はお客様が使用する本製品の機能等の、お客様の本製品の使用に関する情報を弊社が収集することに、お客様が同意したものとみなすことをご承知ください。
- 1.29. サブスクリプションサービスとは、ライセンス素材に関してお客様がアップグレード、アップデート、バグ修正その他のサポートを受けることができる、弊社の有料保守サービスを意味します。

第2条所有、及びライセンスの許諾

- 2.1. ライセンス素材はお客様によって使用を許諾され、販売されるものではありません。ライセンス素材は、弊社、及びライセンサーの独占的財産であり、全て知的財産権と契約法によって保護されています。本EULAを許諾することは、お客様がライセンス素材に関する全ての知的財産権が、弊社、及びライセンサーの独占的財産であり続けることを認めるものとします。EULAは、お客様に明示するライセンスと権利を除いて、法によって禁反言、もしくは所有権を付与するものではありません。
- 2.2. 該当するライセンス料が支払われた際、弊社から非排他的で譲渡不可なライセンスを次の目的のため、お客様に付与します。
 - 2.2.1. お客様がライセンスを付与された地理的範囲及び利用者数に従い、使用許諾製品の設計、シミュレーション、実施及び/又は製造のみを目的として、ライセンス素材を使用すること。
 - 2.2.2. ライブラリを利用した、またはライセンス素材から製造、使用、販売する製品を世界中に配布することは、お客様の判断で行うこと。
- 2.3. 弊社では、特定のエンドユーザーに対して、実験的試験や評価(アルファ、またはベータ、総じて「ベータコード」)のためのソフトウェアを提供することがあります。弊社は、あらゆるユーザーがベータコードへの意見を弊社に提供することができる「オープンベータ」を提供することもあります。当該ベータコードは、別個の契約に従って一部のエンドユーザーに提供する場合と、「オープンベータ」手法により全てのエンドユーザーに提供場合があります。次の項目は、両手法のベータコードについて記したものです。
 - 2.3.1. ベータコードは、お客様がベータテスターとして実験的に試験または評価して頂くために、弊社から無償の期間限定で、一時的な非排他的で譲渡不可のライセンスを「現状有姿」で提供するものとします。お客様は、ベータコードは未だ実験的なものであり、製造目的に使用するものではないことを理解し、同意します。いかなる場合においても、弊社がベータコードを営利的に発行する義務はありません。お客様が弊社のベータテスターをされる際に、弊社監修の下で試験や評価を報酬なしにご協力頂くことを認め、及びお客様のベータコード使用の様々な面に関して弊社が情報を収集することを許すものとします。また、弊社へ定期的にベータコードを改善するための報告や、欠陥、提案をすることを同意するものとします。また、お客様が期日までに試験と評価について要約したベータコードの強み、弱み、改善点を弊社まで報告して頂くことを同意するものとします。
 - 2.3.2. ベータコードの使用にあたって、弊社が認可したベータテスターがその所在地で機密を保持し、ベータコードへのアクセスや、その方法、概念を制限することに同意するものとします。また、EULAの期間中やその後に関わらず、全ての書面での評価や、創案、製品改善、修正、または開発がお客様からの評価やフィードバックの一部、もしくは全部に基づいたとしても、及びベータコードに関するお客様の提出物も、弊社の排他的な資産となることに同意するものとします。
- 2.4. 本EULAは、お客様が弊社から許諾された所在地及びユーザー数のライセンスに準ずるライセンス素材の導入、使用する権利を付与します。ただし、一定の期間内であれば、ライセンス素材の複製を許容範囲内で行うことに対して、お客様に一時使用を許可するものとします。もし、別の製品や機能への移行による使用の拡張、延長があった場合は、予め弊社に適切なライセンス素材への仕様変更及び支払いに関してご連絡下さい。
 - 2.4.1. 本契約において別途明示的に認められていない限り、いかなる場合においても、お客様は次のことを遵守するものとします：
 - a)お客様が適切なライセンスを取得している場合を除き、関連組織、子会社、他部署、異なる所在地の事業所、または第三者機関に対して、一切のライセンス素材の複製やアクセスをさせないこと；（ただし、第2条3項に基づき、ライセンス素材を一時使用できるものとする）；
 - b)第三者機関には、一時使用やEULAに反さない限り、一切のライセンス素材へのアクセス、使用を許可しないこと；
 - c)関連組織、子会社、他部署、異なる所在地の事業所、または第三者機関に対して、ライセンス素材の複製を行わせないこと；
 - d)無制限の利用者数でライセンス素材を使用することを予め弊社に申請しない限り、一時使用を含め、一度に許可された利用者数を超える人数でライセンス素材(にアクセス、使用を許可しないこと；
 - e)異なる所在地で”フローティング”によるライセンス素材を使用しないこと；
 - f)認可に反する用途でライセンス素材を使用しないこと。
 - 2.4.2. お客様が購入した製品の各ライセンスについては、お客様のみがそのライセンス素材を導入、使用することができます。もしくは、その場合、次のことを遵守するものとします：
 - a)ライセンス素材を自宅用端末に複製するには、EULAに従って、原本と同時に使用しないこと；
 - b)ライセンス素材の紛失や破損に備えて原本をバックアップする際は、他人に使用、所有させないこと。

2.4.3. 本EULAは、お客様が契約者として雇用する人物(前記契約者が弊社の機密情報に及ぶ適切な秘密保持契約をお客様と交わしている限りにおいて)が、お客様の従業員と同様にライセンス素材を利用することを許可します。一方、ライセンス素材へのアクセス、使用は、従業員と契約者とを問わず、認可された利用者数を超えてはならないものとします。認可された利用者数を超えてライセンス素材を使用した場合、EULAに違反するばかりではなく、国内、国際的な著作権の違反を構成し、弊社がその時点で当該違反を認知しているか否か、又は後日発見するかに関わらず、本EULAに従って本契約の即時終了に至ることを認め、これに同意するものとします。

2.4.4. 追加費用を支払うことにより、ライセンス素材の利用者数を追加することができます。お客様が追加費用を支払う前は、当該追加された利用者は、ライセンス素材にアクセス及び使用できません。

第3条使用制限、開示; 第三者機関ライセンスの権利

- 3.1. いかなる場合においても、お客様がライセンス素材を単独で販売したり、商品化しないものとします。お客様は使用許諾製品のみライブラリを含めることができます。
- 3.2. いかなる場合においても、お客様が、予め弊社への書面による承諾無しに、ライセンス素材やその一部を開示、移行、譲渡、公表、配布、出力業者への提供、賃貸による他の個人または法人の利用を認めません。
- 3.3. 一部の地域法を除き、原則的にお客様がライセンス素材やその一部を無許可で複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、変更、もしくは他の方法で人、あるいは第三者が解読できる状態へ変換してはならないものとします。また、アルティウム製品のセキュリティシステムを回避する目的で、ライセンス素材とそのアルティウム製品に変更を加えてはいけません。不正な回避手段は、仮想化したり、考案することも認められません。
- 3.4. 予め弊社への書面による承諾無しに、お客様の関連組織、子会社、他部署(お客様が使用を認めてライセンス素材を使用許諾する場合を除く)、第三者機関へ、または他の方法で提供、開示してはいけません。ただし、使用許諾製品の製造に必要な、デバイスプログラミングファイル、別名ビットストリームファイル、またはPROMファイルを第三者に提供するのに、承諾は不要とします。お客様が契約者を雇い、ライセンス素材を導入、実行、使用させる場合、まずその契約者が弊社の競合他社に雇われていたり、従事させられていないことを確認する必要があります。そのような契約者の場合、いかなる場合でもライセンス素材を利用させてはいけません。そのような契約者でない場合、契約者がEULAの機密保持や他の条項に遵守して、ライセンス素材を保護する適切な秘密保持契約を締結していることを確認する必要があります。
- 3.5. お客様は、ライセンス素材には第三者に帰属する又はオープンソースライセンスにより提供されたソフトウェア及び知的財産権が含まれる場合があり、当該ソフトウェアの使用は開発及び製造目的に限られることを理解し、同意するものとします。お客様は、弊社の製品またはサービスとともに作動する第三者の製品のライセンスを別途取得する必要がある場合があります(例えば、Altium Concord™ Pro (業務用にホストされる)をECAD/MCADとともに使用できるようにするためのSolidworks® PCB Connector製品)。お客様は、本EULA又は第三者の権利を侵害したライセンス素材の使用に関する第三者請求及び損害賠償(弁護士費用及び専門家費用を含むがそれに限らない)に対して、弊社並びに弊社役員、取締役、従業員、再販業者、販売業者及び代理店へ賠償、弁護、免責することに同意するものとします。
- 3.6. お客様がライセンス素材を適用した次の武器、兵器、原子力施設、大量輸送手段、航空、生命維持装置(外科インプラント、蘇生装置を含む)、公害汚染防止、有害物質管理、他のアプリケーションのいずれかにて、使用許諾製品の欠陥が人体への損傷障害、または死亡を招いた場合、例え弊社で設計されたライセンス素材であっても、お客様の意図しない、または許可されていない使用による一連の損害請求、費用、補償、支出、合理的な弁護士費用は、弊社、並びに弊社役員、従業員、子会社、関連会社、販売代理店へ賠償、弁護、免責するものとします。
- 3.7. 本契約期間中、弊社は、お客様が弊社からの書面による要請を受け取ってから30日以内に、本EULAの条件およびそのライセンス対象物のライセンス取得方法に準じたライセンス対象物の使用を裏付ける十分な書類および証明書を提出することを求める権利を有するものとします。

- 3.8. お客様は、弊社のライセンス対象物が米国の輸出管轄権の管理下にあることを了承するものとします。お客様は、弊社のライセンス対象物に適用される全ての国際法および国内法を順守することに同意したものとします。適用法には、米国商務省産業安全保障局(BIS)が管理する米国輸出管理規則、米国財務省外国資産管理室(OFAC)による制裁、米国および外国政府によるエンドユーザーや最終用途、輸出先の制限が含まれますが、必ずしもこれらに限定されません。
- 3.9. お客様は、弊社に対し、米国のおよび国際的な制裁および管理の制度に反してライセンス対象物を再輸出しないことを表明し、保証するものとします。お客様は、米国の輸出管理および制裁に関する法律に対し、違反が疑われる、あるいは実際に違反した場合、ただちに弊社に通知することに同意するものとします。
- 3.10. お客様は、弊社のライセンス対象物の使用にともなって発生する全ての行為について全責任を負います。お客様は、クリミア、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、または米国および/またはEUが輸出制限を設けているその他の国(禁輸対象国)に向け、あるいはOFACの特別指定国民リストまたはBISの事業体リスト(取引禁止顧客)に掲載されている個人または事業体に向けて、弊社のライセンス対象物を使用または譲渡、あるいは輸出または再輸出しないことを確認するものとします。取引禁止顧客リストは、予告なしに変更されることがあります。お客様は、弊社のライセンス対象物を使用することにより、禁輸対象国に所在していないこと、その管理下にないこと、その国籍を持たないこと、およびその国に居住していないこと、または取引禁止顧客ではないことを表明し、保証するものとします。お客様は、弊社のライセンス対象物を再輸出する場合、米国の輸出および制裁に関する法律を確実に順守するため、必要な輸出許可を得ることに同意するものとします。

第4条 知的財産権

ライセンス素材における全ての知的財産権は、弊社、またはライセンサーの独占的な財産であることを、お客様が認めるものとします。EULAは、お客様に明示するライセンス、及び権利を除いて、法律によって禁反言、もしくは所有権を付与するものではありません。また、使用許諾製品に含まれるライブラリやその派生作業も、お客様が所有権、または他の権利を付与するものではありません。

第5条 秘密保持

EULAに基づき、弊社、及び販売代理店が提供するライセンス素材とその他全ての情報は、お客様が機密を保持し、EULAにより許可される場合を除き、開示しないことを認め同意するものとします。ライセンス素材は弊社と第三者機関の企業秘密と機密情報で構成されることを認め同意するものとします。ライセンス素材を共有する際、お客様の従業員、または顧問、独立契約者が、ライセンス素材に関する弊社の知的財産権を保護するに足る守秘契約をお客様と締結されることを前提とします。また、お客様は弊社ライセンス素材の機密を保証し、半導体、及びEDA業界における一般的な保護基準を下回らない、十分な保護対策を講じることに同意するものとします。

第6条 オンラインサービス

- 6.1. オンラインサービスとは、弊社が運営するウェブサイトや、その他の製品とサービスに、ライセンス素材がアクセスすることを意味します。ウェブサイトやオンラインサービスへのアクセス、及び使用は、それらに記載された条件と免責条項に、お客様が従うものとします。弊社の判断により、ウェブサイト、またはオンラインサービスをいつでも廃止、変更、修正することができるものとします。
- 6.2. 第三者機関が提供するウェブサイト、またはオンラインサービスに関して、弊社は管理、保証せず、責任を負いません。たとえ、弊社ウェブサイト上に掲載する参照リンクについても適用されます。第三者との取り引きなどに含まれる、引き渡し、及び支払条件に限らず、第三者機関のウェブサイト、またはオンラインサービスへのアクセスや使用は、お客様と第三者機関との間でのみなされるものとします。いかなる場合も、弊社はそれらのウェブサイト、またはオンラインサービスプロバイダーによる法律遵守の不履行、不備、または過失に対して一切の責任を負いません。
- 6.3. 署名された別段の書面による契約書において、弊社と明白に同意された場合を除き、お客様は第三者機関のウェブサイト、またはオンラインサービスへのアクセス、もしくは使用における全てのリスクを負うことと、下記第10、11条に記載される制限の対象となることを承認し同意するものとします。

6.4. オンラインライセンス管理システム。ライセンス素材がOn-Demandで弊社から許諾された場合や、弊社のオンラインライセンス管理システム経由でアクセスする場合、お客様はオンラインライセンス管理システムが、常に利用可能であることを一切保証するものではないことを認め同意します。これは、オンラインライセンス管理システムがメンテナンスや補修整備などの理由によりアクセス不能となる場合があることを認め、これに同意することとします。

第7条 有償拡張機能

アルティウム製品の中には、その製品の拡張機能として期間限定での「有償拡張機能」を追加購入できるものがあります。このようなライセンスを購入するには、適応される個人、及び支払方法の情報を含む口座が必要となります。以下の手順は、有償拡張機能ライセンスを購入するために、それに関する全ての費用を支払うことと、お客様が使用される有効期間は返金不可であることを認めるものとし、有償拡張機能ライセンスの有効期間を更新する場合は、有効期間中に事前に申請して下さい。有効期間満了後は、更新されるまで有償拡張機能が使用不可となります。弊社では有償拡張機能での個人情報、<https://www.altium.com/jp>、または<https://www.circuitmaker.com>、<https://www.circuitstudio.com>ウェブサイトに掲載する個人情報保護方針に基づいて保護します。拡張機能のライセンスは、アプリ内購入またはウェブサイトで購入することができます。

第8条 期間及び終了

EULAは、発効日に開始する他に、次の期間にその効力を維持するものとします: a)有効期限付きライセンス素材を許諾された期間; b) 永久ライセンス素材を許諾された場合は、終了するまで。期間限定ライセンスは、満了を迎えるか、付与される他の許諾を終えることなく終了することがあります。本EULAを終了するには、ライセンス素材、及びその全てのコピーを抹消することによって成立します。お客様がEULAの条項のいずれかに違反した場合、期間限定、または永久ライセンスに関わらず、弊社からの通知が無くとも、直ちに終了するものとします。また、それ以前に発生していた支払債務は期限日に履行すべきものとします。EULA終了時に、EULAにおいて明示する別段の記載を除き、付与された許諾、権利、及び契約の下に課された義務は終了するものとし、お客様は全てのコピー、及び関連する書類を含むライセンス素材を抹消するものとします。EULAの終了後も存続すべき全ての条項は保持され、お客様はそれに従って遂行するものとします。

第9条 行政機関による使用

ライセンス対象物は、弊社の費用負担で独占的に開発された商用コンピューターソフトウェアを含みます。よって、連邦調達規制(FAR) 第12.212条および国防連邦調達規則補遺第227.7202条に従い、米国政府による、あるいは米国政府に対する、ライセンス対象物の使用、複製、および開示は、本EULAに定める制約に従うものとします。製造業者は、Altium LLC(所在地: 4225 Executive Square, Suite 700, La Jolla CA 92037, United States)です。

第10条 制限された保証、及び放棄

管轄区によっては、特定の保証の免責を認めなかったり、制限する地域もあります。お客様がこの管轄区に所在する場合は、特定の保証の免責が適用されないことがあります。ライセンス素材、サブスクリプション、ホストサービスは、権利侵害の無い、商品性、または特定の目的への適合性を暗示することに限定されない、明確、黙示、または法定であるかを問わず、保証されない「現状有姿」で提供されるものとします。ライセンス素材、ホストサービスを受領後90日間で仕様通り正常に機能しない場合において、弊社の責任、及びお客様の唯一の救済として、欠陥の修正、または交換に限定され、更に弊社の見解で欠陥品の修正、交換が商業的に実現不可能であれば、EULAの終了、及びそのライセンス素材に関してお客様により弊社に支払われたライセンス費用の返金に限定されます。ライセンス素材が90日後に仕様通り機能しない場合、弊社はこれに関連する交換、またはお客様への返金の責任を一切負わないものとします。弊社では、ライセンス素材、ホストサービスに含まれる機能がお客様の要求に合致することや、これらの動作が中断しないで誤作動が無いこと、または欠陥が修正されることを保証しません。更には、弊社からのライセンス素材、ホストサービスの使用によるお客様の使用結果に関して、正確、精度、信頼性などの保証または表明をしません。弊社以外から提供されるライセンス素材の一部とした、インターネットやFOBなどの業者による損害リスクは全てお客様が負うものとします。

第11条 責任の制限及び補償

管轄区には、ベンダー、あるいはサービスプロバイダーによる責任の免責、または制限を認めない地域もあります。免責、または制限が禁止される管轄区にお客様が所在する場合は、これらが適用されないことがあります。弊社及び弊社と共同して製品を製造する業者の全ての責任は、EULA上の義務、及び表明、陳述から生じる契約義務違反、そしてEULAによって起こる、またはそれに関する過失や意図的な行為を含む不法行為、または不作為(総じて「債務不履行事由」)について、12箇月前にお客様が弊社にお支払い頂いたライセンス素材の料金全額と同額の損害額に限るものとします。前述にも関わらず、例え弊社に損害の可能性が知らされたり、その損害が合理的に予見しえても、債務不履行事由が、契約、不法行為、法令、他の法律に基づくことに問わず、弊社はデータの損失、逸失利益、寄付品の喪失など、特別、間接的、懲罰的、結果的損害賠償(第三者機関とお客様が負った損失、及び損害を含む)に関して、責任を負いません。本制限は、法律が許す範囲で、EULAで限られた救済の重要目的に満たない場合にも適用されます。本条項は、お客様に対して、法的な権利、または救済を与えるものではありません。EULAでの記載を除き、ライセンス素材の使用から得られる収益性、または他の結果、利益については、弊社がお客様、またはお客様関係者に対して一切の約束、表明、保証、引受を行わないものとします。お客様自身の技術と判断のみに基づいてライセンス素材を取得するものです。いかなる場合も、お客様が使用許諾した製品をお客様が使用または利用した結果、第三者からの法的請求がなされた場合、お客様は弊社及び及び弊社と共同して製品を製造する業者を補償し、防御し、無害に保つことを承諾します。かかる第三者からの請求の場合、弊社は直ちにお客様に通知し、お客様の費用で防御のためにお客様と合理的な協力をするものとします。かかる第三者からの請求の場合、弊社は自己のための弁護士を雇うことを選択できますが、義務ではありません。EULAは、ライセンス素材が許諾される管轄区の法律に基づいており、1974年オーストラリア連邦取引慣行法の第VA部、または類似法などのように、弊社の一切の責任を除外、制限、修正するものではありません。

第12条 第三受益者

ライセンス素材、及び関連する書類の中には、第三者機関より弊社に許諾されているものもあり、お客様は第三者機関が本条項の意図的な第三受益者であることを理解するものとします。

第13条 譲渡

EULAにおいて別段の記載がある場合を除き、EULAにおける利益、もしくはその一部を、法律の適用、合併契約、資産の売却などを問わず、弊社の事前の書面による承諾及びその時点の譲渡手数料の支払い無く、譲渡、または移譲することはできないものとします。また、本EULAに従って、弊社の関連会社、子会社、Altium LLCの資産を取得している会社に権限や義務を委任する場合があります。

第14条 準拠法

EULAは、抵触法、または法律の選択の原則に関わらず、アメリカ合衆国カリフォルニア州の州法に準拠するものとします。ライセンス素材を欧州連合(以下、EU)にて所有される際は、抵触法、または法律の選択の原則に関わらず、英国イングランドの法律に準拠します。当事者の権利、または義務の制限、もしくは除外がEULA上に存在した場合、関連するヨーロッパ共同体理事会が指令するためのEU加盟国の法律が適用される法律において、制限、もしくは除外が違法であるとされても、それらを解釈しないものとします。当事者は、特にEULAに関連するウィーン売買条約のため、国連条約の適用を否認します。

第15条 個人情報の取扱いおよびプライバシー問題

弊社は、個人情報の取扱いに関する各国および国際法のプライバシーポリシーを遵守しています。弊社の個人情報の取扱いおよびプライバシーポリシーについては、www.altium.com/およびその他の弊社ウェブサイトをご参照ください。本EULAを承諾することによって、お客様は、適用される個人情報保護方針又はその他の弊社の利用規約を承諾することに同意するものとみなします。

第16条 一般条項

- 16.1. 管轄裁判所が何らかの理由でEULAの条項、またはその一部が不法、禁止、無効、もしくは執行不可能と判断した場合、本条項は、当事者の意図を有効に反映するため最大限許される範囲において差し替えられ、残りの条項は効力を保持するものとします。
- 16.2. 別段の記載がない限り、各項目の引用はEULA内の引用とします。見出しは便宜上のために挿入されたものであり、EULAの構成に影響を及ぼさないものとします。
- 16.3. 文脈上異なる解釈を要する場合を除き、単一形を表す言葉は複数形を含み、その逆も同様であり、男性形を表す言葉には女性形も含まれ、人称を示す言葉には法人団体も含まれます。尚、本EULAの日本語文に不明瞭な点があった場合、英語原文を基準にします。
- 16.4. いずれの当事者もEULAに基づく権限、権利、または特権を行使しないか、もしくはその行使が遅延した場合でも、それらを放棄したものと見なされないものとし、またそれらの1つか一部の行使が、その他の更なる行使を妨げないものとします。
- 16.5. 本EULAは、お客様と弊社の間で交わす完全合意であり、目的事項について全ての事前にある合意、理解、表明の口頭や書面に取って代わり優先して適用されるものとします。EULAの条件は、変更、削除、またはお客様の条件や購入時に提供されたその他の書類などの、業務上適用される関連書類に置き換えることができないものとします。お客様で弊社との相互同意がない限り、条件の変更はできないものとします。
- 16.6. ライセンス素材には、承認されていないライセンスと及び/又はライセンス素材のコピーを使用しようとした場合に検出したり、弊社へレポートするコンピュータソフトウェアが含まれています。ライセンス素材の権利を保護するために弊社が、名前やメールアドレスのような個人情報を収集することに関して理解し、同意したものとみなします。
- 16.7. お客様が本EULAまたはその一部に違反するか、本契約に関して弊社に必要な支払いを行わなかった場合、お客様は、弊社に生じたあらゆる損害に加え、弊社に対して、弁護士および専門家への合理的な報酬、およびお客様に対する申し立てまたは訴訟に関連して発生する費用を負担する義務があることを理解し、これに同意するものとします。

特定地域での使用許諾契約書変更点

ライセンス素材をEU加盟国で購入された場合は、EULAの特定条項を置き換えるものとします。EU加盟国以外で購入されたライセンス素材には当てはまらない条項があります。

変更、及び追加点 第3条3項

強行法規により与えられた逆コンパイルを行う権利(放棄し得ないものに限る)は、本EULA(第3条3項含む)のいかなる内容によって限定されないものとします。例えば、お客様がEU加盟国に所在しているのであれば、適用される法律によって、他のソフトウェアプログラムとの相互運用性を計るため、条件に応じて逆コンパイルする権利があります。その際、まず弊社が開示していない相互運用性に必要な情報を書面で提出するよう要求して下さい。逆コンパイルの作業は、お客様自身、もしくは複製したソフトウェアを使用する権利がある利用者が行って下さい。弊社から情報を提出する前に、正当な条件を課する権利があります。弊社から提供され、または本契約に従い取得された情報は、本契約に記載されている目的のみにおいて利用されるものとし、第三者に対して開示されてはならず、また類似したソフトウェアの開発に利用されることや、その他弊社またはそのライセンサーの著作権を侵害する行為に用いられることを禁じます。

変更点第10条

第10条の条項は、EU加盟国で購入されたライセンス素材については、弊社で次の保証以外を法律上、許容するものとします。弊社に重過失、または意図的な不正行為が無い限り、不履行による保証責任は除外されます。ライセンス素材の欠陥による損害は、地域法によってお客様に法定権利を与え、弊社が不正にその欠陥を隠蔽した場合のみ認められるものとします。

変更点第11条

損害について弊社の法定責任は次を限度とします: a)弊社による重過失、または意図的な行為は全ての損害結果に無制限である; b)一般過失として生命、手足、健康障害は無制限である; c)主要な契約上の義務で僅かな過失不履行による損害に関して、ライセンス契約を結ぶ時点で損害額の上限が予見できる場合のみ責任を負う; d)主要でない契約上の義務で僅かな過失不履行による損害に関して責任を負わないものとする。前述の責任制限は、特定の保証、または咎められる怪我への責任に対して想定した、特にドイツ連邦共和国の製造物責任法に準じて、義務的な法定の責任に当てはまらないものとする。EULAでの条項を前提に、お客様はあらゆる損害に備えて、ソフトウェアとデータのバックアップ複製などの正当な処置を取ることが必要です。